

長崎県の最低賃金

長崎県
最低賃金

1時間 **821**円
効力発生日 令和3年10月2日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。
ただし、下記の業種については、「**特定最低賃金**」が適用されます。
令和3年10月1日までは**793円**

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額（1時間） 効力発生日	適用範囲等
はん用機械器具、 生産用機械器具 製造業	875 円 令和元年12月7日	1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。) 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理業務 ③書類等の事業所内集配又は複写業務
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	837 円 令和2年12月20日	1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理業務
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	875 円 令和元年11月29日	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船用機関製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) 書類等の事業所内集配又は複写業務
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「 長崎県最低賃金 」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

- ※1 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金
※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

あなたの賃金は大丈夫？

最低賃金特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ